

各〔都道府県〕  
〔保健所設置市〕 衛生主管部（局） 御中  
〔特別区〕

厚生労働省健康局結核感染症課

## 令和3年8月11日からの大雨に係る被害地域における感染症予防対策等について

感染症の発生及びまん延が懸念される場合の感染症予防対策としての消毒及び害虫等対策（ねずみ族、昆虫等駆除）並びに被災地域における感染症予防対策の専門家の派遣要請については、令和3年7月14日付事務連絡「令和3年7月1日からの大雨に係る被害地域における感染症予防対策等について」において、円滑かつ適切に実施いただくようご連絡したところです。

今般、令和3年8月11日からの大雨に係る被害に際して、本事務連絡を送付いたしますので、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、地域の実情に応じ、下記に留意の上、感染症予防対策としての消毒及び害虫等対策（ねずみ族、昆虫等駆除）等を円滑かつ適切に実施いただくようお願いします。

なお、今般の大雨により被災されていない地方公共団体におかれましても、今後、本事務連絡により円滑かつ適切に実施いただくようお願いします。

また、災害廃棄物に起因する害虫及び悪臭への対策については環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室が所管となるので参考までにお知らせします。

### 記

#### （1）避難所における感染予防対策

被災者の避難所での生活が長期化する可能性を踏まえ、避難所において感染症の発生及び感染拡大を防止するため、貴管内の市町村や、被災者、貴職員を含む関係者に対して咳エチケットやマスクの着用、手指衛生を周知徹底いただきますようお願いします。また、避難所のトイレや床の清掃等を通じた衛生管理についても、徹底いただきますようお願いします。

詳細につきましては、「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン（第3版）について」（令和3年6月16日付け府政防第733号、消防災第83号、健感発0616第1号、環自総発第2106141号内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（地方・訓練担当）等通知）<sup>1</sup>をご参照ください。

#### （2）自然災害時の感染症対策に関するガイダンス

被災地における感染症予防対策にあたっては、下記参考1～4の資料を御参照の上、貴管内の市町村や住民への周知等、対策の徹底に努めていただくようお願いします。

また、事務連絡と併せて配布した衛生的な手洗い等の感染症対策に係るポスター等の各種資料については、自治体職員が避難所や浸水地域を巡回する機会における周知や、ホームページへの掲載、避難所における掲示等により、住民やボランティアの方々に対する周知等の徹底に努めていただきますようお願いします。

また、事務連絡に添付した「一般家屋における洪水・浸水など水害時の衛生対策と消毒方法」のガイ

<sup>1</sup> 「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン（第3版）について」  
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000794052.pdf>)

ダンス（暫定版）（日本環境感染学会）については、家屋の清掃等に係る巡回指導の際に参考にしていただきますよう改めて申し添えます。

（参考資料）

参考1 大規模自然災害の被災地における感染制御マネジメントの手引き（日本環境感染学会）  
[http://www.kankyokansen.org/other/hisaiti\\_kansenseigyoo.pdf](http://www.kankyokansen.org/other/hisaiti_kansenseigyoo.pdf)

参考2 「一般家屋における洪水・浸水など水害時の衛生対策と消毒方法」のガイダンス（暫定版）  
（日本環境感染学会）  
[http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/suigaiji-guidance\\_zanteiban.pdf](http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/suigaiji-guidance_zanteiban.pdf)

参考3 新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営のポイント（第2版）（内閣府）  
<http://www.bousai.go.jp/coronam.html>

参考4 災害と感染症ポータル（国立感染症研究所）  
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/disaster.html>

### （3）国立感染症研究所等の災害時の専門家派遣体制について

専門家の派遣については、要請に応じて、国立感染症研究所等から感染症対策の専門家を派遣することが可能です。

この点、厚生労働省防災業務計画（令和3年2月修正）<sup>2</sup>において、避難所の衛生環境の維持等に当たり、必要に応じて一般社団法人日本環境感染学会等と連携する旨について規定しております。

つきましては、下記（3-1）及び（3-2）をご参照の上、国立感染症研究所等の専門家派遣について、必要に応じてご対応をお願いします。

#### （3-1）

国立感染症研究所では、地方自治体や国からの派遣要請に応じて、実地疫学専門家による積極的疫学調査の支援を行っています<sup>3</sup>。

調査協力においては、「感染症危機管理人材養成事業における実地疫学調査協力に関する実施要領（平成12年2月17日国立感染症研究所制定）」に基づく守秘義務が課されており、派遣要請を行った依頼元の承諾なく、調査で得られた情報を外部に公表することはありません。

実地疫学専門家による支援の主な内容は下記の通りです。

- ・感染症や食中毒発生時の感染源・感染経路解明を目的とした疫学調査支援
- ・病原体専門家と連携した検査体制の強化及び（必要時）高次レベルの検査実施を調整
- ・関係機関と連携した感染管理を含む包括的な事例対応の調整と実施

つきましては、被災地域・避難所における感染症対策に関し、実地疫学専門家による協力を希望する場合は、以下の連絡先宛てご連絡いただきますようお願いいたします。

なお、被災地域における新型コロナウイルス感染症の自治体としての対応支援に関しては、「新型コロナウイルス感染症における患者クラスター（集団）対策について」（令和2年2月26日付け新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する厚生労働省対策推進本部事務連絡）<sup>4</sup>に基づき、厚生労働省対策本部クラスター対策班まで相談ください。

<sup>2</sup>「厚生労働省防災業務計画（令和3年2月修正）」 <https://www.mhlw.go.jp/content/000752021.pdf>

<sup>3</sup> 国立感染症研究所実地疫学研究センターに設置された、実地疫学専門家養成コースにおいて、感染症や食中毒等の健康危機管理事例が集団発生した場合に現地で迅速に積極的疫学調査を行う人材を養成しており、当該専門家が感染症法第15条に基づく積極的疫学調査の支援を行っている。（<https://www.niid.go.jp/niid/ja/fetp.html>）

<sup>4</sup> <https://www.mhlw.go.jp/content/000619966.pdf>

<連絡先>

国立感染症研究所実地疫学研究センター



厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部クラスター対策班



(3-2)

日本環境感染学会では、感染症に関する知見を有する医師、看護師等からなる災害時感染制御支援チーム (DICT) の全国展開等を行っており、地方公共団体と連携して避難所等における衛生環境の維持に取り組む体制を整備しております。具体的な支援内容は以下のとおりです。

- ・感染症予防対策の専門家による電話等を通じた相談・助言対応
- ・避難所等の状況の把握・評価を行う迅速評価チームの派遣
- ・避難所等において感染症予防対策を担うDICTの派遣 (※)
- ・感染症予防対策に係る衛生資材等の物的支援等

※ DICTは、感染症予防のための薬剤処方や予防接種に係る助言、感染症診療に係る技術的支援なども実施します。

DICTの派遣を要請される場合は、派遣旅費等に係る支弁が原則必要となります。他方、迅速評価チームの派遣や、電話等を通じた相談・助言、衛生資材等の物的支援については、原則として費用負担は発生しません。

つきましては、日本環境感染学会に対して専門家の派遣を要請する場合は、以下の連絡先宛てにご連絡いただきますようお願いいたします。

<連絡先>



#### (4) 感染症予防事業費の活用

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 27 条第 2 項及び第 28 条第 2 項においては、都道府県、保健所設置市若しくは特別区が、一類感染症から四類感染症までの感染症又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に汚染された疑いのある場所等について、当該感染症の発生予防又はまん延防止のため必要があり、かつ、管理者への消毒及び駆除命令等では十分な対応ができないと認める時は、市町村に指示し、又は都道府県、保健所設置市若しくは特別区が自ら、消毒及びねずみ族、昆虫等の駆除（※）を実施できることとなっています。

※ 新型インフルエンザ等感染症の病原体に汚染された疑いのある場所等におけるねずみ族、昆虫等の駆除については、感染症法第 44 条の 4 第 1 項の規定に基づき、政令で定められた場合に限りません。

また、費用面についても、被害地域における消毒及びねずみ族、昆虫等の駆除については、都道府県、保健所設置市若しくは特別区が感染症法に基づき、消毒及び駆除が必要と判断し、市町村に指示し、又は都道府県、保健所設置市若しくは特別区が自ら消毒及び駆除を行う場合には、消毒及び駆除に係る業者への委託費、賃金、薬剤費等を感染症予防事業費（負担金）の対象とすることができますので、よろしくお取り計らい願います。

なお、一般家屋における洪水・浸水など水害時の消毒方法については、日本環境感染学会のガイダンス<sup>5</sup>を参照ください。

#### (5) 消毒液や委託業者の人手の不足状況の把握及び調整について

感染症法に基づく消毒及び害虫等対策の実施に際しては、貴管内の市町村とも相談をして、消毒液の在庫状況や委託業者の活動状況についても把握しつつ実施していただくよう願います。また、消毒液や委託業者の人手について不足が生じる場合は、円滑かつ適切に実施できるように調整いただきますようよろしくお取り計らい願います。

なお、当該調整がつかない場合は、厚生労働省健康局結核感染症課までご連絡いただきますようお願いいたします。

#### (6) がれきの撤去等の作業に専門的に従事する方への防じんマスク着用の勧奨について

消毒を行う前提となるがれきの撤去等に際して、汚泥から生じるレジオネラ菌を含む微細な水滴を多量に吸引した場合には、レジオネラ症を発症する可能性があるため、特にがれきの撤去等の作業に専門的に従事する方については、防じんマスクの着用を勧奨していただきますようお願いいたします。

---

<sup>5</sup> 「一般家屋における洪水・浸水など水害時の衛生対策と消毒方法」のガイダンス（暫定版）（日本環境感染学会）  
[http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/suigaiji-guidance\\_zanteiban.pdf](http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/suigaiji-guidance_zanteiban.pdf)